

平成26年度の保育料が決まりました

■問い合わせ

福祉課 こども係 ☎75-6118

平成26年度の保育所徴収金基準額（保育料）が決まりました。

保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、右表のとおり各階層に分けられています。詳しくは福祉課こども係にお尋ねください。

なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

平成26年度 多久市保育料基準額表

(平成26年4月1日以降)

| 児童の世帯の階層区分と定義 | | 徴収基準額（月額：円） | | | |
|---------------|------------------------------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| 階層区分 | 定義 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4歳児以上 |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯 | 0 | | | |
| 2 | 所得税、市民税とも非課税の世帯（ひとり親世帯等の場合） | 9,000 (0) | | 6,000 (0) | |
| 3 | 所得税非課税、市民税は課税の世帯（ひとり親世帯等の場合） | 19,500 (17,500) | | 16,500 (14,500) | |
| 以下は所得税課税世帯 | | | | | |
| 4-1 | 所得税額が20,000円未満の世帯 | 25,000 | | 22,000 | |
| 4-2 | 20,000円以上40,000円未満の世帯 | 29,000 | | 26,000 | |
| 5-1 | 40,000円以上61,000円未満の世帯 | 34,000 | | 31,000 | 30,500 |
| 5-2 | 61,000円以上82,000円未満の世帯 | 39,500 | | 36,600 | 30,500 |
| 5-3 | 82,000円以上103,000円未満の世帯 | 44,500 | | 36,600 | 30,500 |
| 6-1 | 103,000円以上258,000円未満の世帯 | 46,000 | | 36,600 | 30,500 |
| 6-2 | 258,000円以上413,000円未満の世帯 | 49,000 | 47,500 | 36,600 | 30,500 |
| 7 | 413,000円以上734,000円未満の世帯 | 52,000 | 49,000 | 36,600 | 30,500 |
| 8 | 734,000円以上の世帯 | 52,000 | 49,000 | 36,600 | 30,500 |

保育料についての疑問にお答えします

Q 子どもが1歳児で保育料を月額39,500円支払っていますが、実際にはどれくらいの保育費用がかかっていますか？

A 保育にかかる費用は児童の年齢によって異なります。0歳児で約180,000円、1・2歳児で約110,000円、3歳児で約60,000円、4歳児以上で約50,000円の費用がかかっています。なお、平成26年度の保育にかかる費用は約6億5,000万円、児童1人あたり年額1,040,000円になる見込みです。

Q 多久市の保育料は、国の基準額と比べてどれくらいの差がありますか？

A 国が定めた基準額の約83%となっています。この差額は市が負担しており、平成26年度の場合は約3,400万円（児童1人あたり49,000円）になる見込みです。



※市民税は平成25年度分、所得税は平成25年分です。

※保育料を算定する場合の所得税は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。

（住宅取得控除等は適用しません）

※税制改正による年少扶養控除等の廃止および復興特別所得税の影響を生じさせないよう、保育料を算出します。

※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園等に入所している場合の保育料は次のとおりです。

- ・いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
- ・2番目に高い児童は半額
- ・3番目以降の児童は無料

『民生委員・児童委員』は地域の身近な相談窓口です

『民生委員・児童委員』は、地域のみなさんが、暮らしの中で困ったり、悩んだりしていることの相談や、解決に向けてのお手伝いをしています。子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、地区担当の民生委員・児童委員にお気軽に声をかけてください。秘密は必ず守られますので、安心してご相談ください。

東多町民生委員児童委員21人(2人)
南多町民生委員児童委員10人(1人)
多久町民生委員児童委員12人(2人)
西多町民生委員児童委員9人(1人)
北多町民生委員児童委員25人(2人)

※()内は主任児童委員です

■主任児童委員・・・児童に関する相談支援を専門に担当しています。

問い合わせ

多久市民生委員児童委員連絡協議会事務局

(社会福祉協議会内)

☎75-33593